



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）9月16日  
号外第11号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 条 例 】

番号	ページ
22 和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）	1

### 【 規 則 】

43 和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	3
44 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・（人事課）	7
45 和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	7

## 【 条 例 】

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例第22号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合

にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「（当該配偶者が）」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期に」、「非常勤職員」を「もの」に改め、「育児休業に係る子について、当該」を削り、「特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（令和4年9月16日揭示済）

## 【 規 則 】

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第43号

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の4中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第1条の5とする。

第1条の3中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第1条の3を第1条の4とし、同条の前に次の1条を加える。

（非常勤職員の育児休業取得に係る特別の事情）

第1条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第2条第1項中「より」を「より行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」に改め、「1月」の次に「（次に掲げるときにあつては、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとするとき

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときにあつては、そのいずれかの日））以前の日であるとき

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき

第2条第2項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第3条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条を削り、第5条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号の育児休業（第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務計画書）

第10条 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

第14条及び第21条中「第5条」を「第4条」に改める。

別記様式第1号中「第4条関係」を「第3条関係」に、

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長

（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）

を

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。）
<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得したものに限る。）
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長

（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）

に、

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで

を

年 月 日から 年 月 日まで

に、「2に」を「3に」に改め、

「添付すること（」の次に「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び」を加え、「和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「条例」という。）第2条の3第3号」を「条例第2条の3第3号」に、「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年規則第67号）別表第2第8号又は和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年規則第70号）別表第3第14号に掲げる場合における休暇で、産後に係るものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同

様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第10条関係）

## 育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
_____様		請求者 所 属		_____		
		職 名		_____		
		職員番号		_____		
		氏 名		_____		
<p>条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>						
1 請求に係る子						
子の氏名			生年月日		年	月 日 生
2 請求者の計画						
請求期間			年 月 日から		年 月 日まで	
再度の請求予定期間			年 月 日から		年 月 日まで	
3 備 考						

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 記載事項に変更が生じた場合の届出にあつては、当該変更に係る記載事項についてのみ記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

（令和4年9月16日揭示済）

---

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第44号**

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年9月16日揭示済）

---

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第45号**

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表第3第16号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年9月16日揭示済）